

プラバンで アクセサリーをつくらう

日時／令和2年7月8日(水) 10:00～11:30

場所／なんこくファミリーサポートセンター

参加費／無料 定員／5組

※生後6か月～未就園のお子さんと一緒に参加ください。

ファミリーサポートセンターは、会員制の有償ボランティア組織です。子育てをお手伝いくださる援助会員さんとお話ししたり、心なごむ手作りの作品を一緒につくってファミサポの輪をひろげましょう！

申込み&
問い合わせは

なんこくファミリーサポートセンター

☎ 802-5665 まで 開所時間／9:00～17:30

日・月・祝日は休み(月曜日が祝日の場合は翌日も休み)

～ 新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ ～

徴収猶予の特例制度について

徴収猶予の特例制度とは、新型コロナウイルスの影響で収入が減少した方を対象とし、**納期限から最大で1年間、納付を猶予する制度**です。なお、原則として猶予期間(各納期限から最大で1年間)の満了日までに納税していただく必要があり、**納税義務が免除されるわけではありません**のでご注意ください。また、今回の特例制度では、猶予期間中の延滞金は免除されます。

1. 特例制度の対象になる税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に納期限が到来する税。

2. 対象となる方

次の①及び②のいずれにも該当する納税者・特別徴収義務者。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

3. 申請手続等

関係法令の施行から2か月後、又は納期限(延長されている場合は延長後の納期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や預貯金の状況がわかる資料を提出していただきますが、提出が困難な場合は個別にご相談ください。

申請書は、南国市公式ホームページからダウンロードすることができます。また、お電話をいただければ郵送でお送りすることもできます。新型コロナウイルス感染予防のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

■問い合わせ／税務課収納係 ☎880-6554(受付時間 平日8:30～17:15)

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ



◆保険料の納付について

令和2年度の「後期高齢者医療保険料額決定通知書」は7月中旬にお送りします。年金からの天引きでなく、口座振替も申請されていない普通徴収の方は、納付書となりますので納期限までの納入をお願いします。

◇新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、要件を満たす方は保険料が減免となります。

要件については、「後期高齢者医療保険料額決定通知書」に同封のチラシでご確認ください。

◆被保険者証の更新

被保険者証が8月1日に更新されます。色は茶色です。7月末にお送りしますので届きましたら記載内容をご確認ください。

◆一部負担金の割合変更

毎年8月1日現在の世帯と前年中の所得状況をもとに、医療費の自己負担割合(1割または3割)の見直しを行います。その後も毎月1日現在で見直しを行います。

ご自身の負担割合は、新しい被保険者証でご確認ください。

◇「限度額適用・標準負担額減額認定証」について(1割負担の方)

市民税非課税世帯の方は、入院や高額な外来医療を受けるとき、医療機関や薬局へ被保険者証と一緒に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額や入院時の食費等が軽減されます。

◇「限度額適用認定証」について(3割負担の方)

住民税課税所得145万円以上690万円未満の方は、被保険者証と一緒に「限度額適用認定証」を提示することにより、医療費の自己負担額が軽減されます。

・現在いずれかの証をお持ちで8月以降も対象となる方には、7月下旬に新しい証をお送りします。

・新たに申請される方は、被保険者証と認め印を持参して手続きをお願いします。

■問い合わせ／長寿支援課いきいき長寿係 ☎880-6556

農家レストランまほるば畑からのお知らせ



いつもご愛顧いただきありがとうございます。

まほるば畑は新型コロナウイルス対策として8月末まで営業を自粛することといたしました。来店を予定していただいていた皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をよろしくお願いいたします。

※これ以降の営業日につきましては検討中です。決定次第おって南国市HPでお知らせいたします。

■問い合わせ／農林水産課 ☎880-6559